

令和3年度茨城県障害者スポーツ大会競技会実施要領

1 競技運営

茨城陸上競技協会，茨城県水泳連盟，茨城県アーチェリー協会，茨城県卓球連盟，茨城県障害者フライングディスク協会，茨城県ボウリング連盟，茨城県ボッチャ協会，茨城県バスケットボール協会，茨城県ソフトボール協会，茨城県バレーボール協会，茨城県サッカー協会，茨城県障がい者スポーツ指導者協議会
(順不同)

2 期 日

(1) 個人競技

令和3年 5月15日(土)・22日(土)・23日(日)・29日(土)

【予備日】

令和3年 5月30日(日) 陸上・フライングディスク・アーチェリー

(2) 団体競技

令和3年 9月12日(日)・25日(土)

【予備日】

令和3年 9月25日(土) ソフトボール・フットベースボール

令和3年10月16日(土) サッカー

3 会 場

競 技	会 場		開 催 日
陸上競技(身・知)	笠松運動公園 陸上競技場・補助陸上競技場・投てき場	ひたちなか市佐和2197番地28	5月23日(日)
水泳(身・知)	山新スイミングアリーナ サブプール	ひたちなか市佐和2197番地28	5月29日(土)
アーチェリー(身)	笠松運動公園 アーチェリー場	ひたちなか市佐和2197番地28	5月23日(日)
卓球(身・知・精)	笠松運動公園 体育館	ひたちなか市佐和2197番地28	5月23日(日)
サウンドテーブルテニス(身)	茨城県立盲学校 体育館	水戸市袴塚1-3-1	5月23日(日)
フライングディスク(身・知)	笠松運動公園 補助陸上競技場	ひたちなか市佐和2197番地28	5月22日(土)
ボッチャ(身)	笠松運動公園 体育館	ひたちなか市佐和2197番地28	5月15日(土)
ボウリング(知)	大学ボウル 水戸店	水戸市元吉田町1059-3	5月23日(日)
バスケットボール(知)	笠松運動公園 体育館	ひたちなか市佐和2197番地28	9月25日(土)
ソフトボール(知)	笠松運動公園 野球場	ひたちなか市佐和2197番地28	9月12日(日)
バレーボール(知・精)	笠松運動公園 体育館	ひたちなか市佐和2197番地28	9月12日(日)
サッカー(知)	笠松運動公園 補助陸上競技場・球技場	ひたちなか市佐和2197番地28	9月12日(日)
フットベースボール(知)	笠松運動公園 野球場	ひたちなか市佐和2197番地28	9月12日(日)

4 参加資格

(1) 個人競技

【身体障害の部】

県内に在住または県内の施設，学校，職場に在籍している身体障害者手帳の交付を受けた年齢13歳以上の者(令和3年4月1日現在)

(内部障害のみの手帳所持者は，膀胱・直腸機能障害者のみとする)

【知的障害の部】

県内に在住または県内の施設，学校または職場に在籍している年齢13歳以上の知的障害を有する者(令和3年4月1日現在)

【精神障害の部】

県内に在住または県内の施設，学校，職場に在籍している精神障害者保健手帳の交付を受けた**年齢 13歳以上**の者（令和3年4月1日現在）

(2) 団体競技

【知的障害の部】

県内に居住または県内の施設，学校または職場に在籍している**年齢 12歳以上**の知的障害を有する者（令和3年4月1日現在）

【精神障害の部】

県内に在住または県内の施設，学校，職場に在籍している精神障害者保健手帳の交付を受けた**年齢 12歳以上**の者（令和3年4月1日現在）

5 競技種目

【個人競技】

競技の種目や障害別の適用範囲については，別表第1「令和3年度茨城県障害者スポーツ大会競技種目及び障害別適用表」のとおりとする。

【団体競技】

(1) 競技名

- ①バスケットボール（知的／男・女） 監督1名，コーチ2名以内，選手12名以内
- ②ソフトボール（知的／男女混合可） 監督1名，コーチ2名以内，選手15名以内
- ③バレーボール（知的・精神／男・女） 監督1名，コーチ2名以内，選手12名以内
- ④サッカー（知的／男女混合可） 監督1名，コーチ2名以内，選手16名以内
- ⑤フットベースボール（知的／男女混合可） 監督1名，コーチ2名以内，選手15名以内

6 参加制限等

個人競技と団体競技の両方に参加申し込みをできるものとする。（個人競技及び団体競技にそれぞれ1競技ずつ）ただし，参加した両方の競技で全国障害者スポーツ大会代表選手に選考された場合は，いずれかの一つの競技のみ出場とする。

【個人競技】

(1) 陸上競技

①競技種目の選定は，1人につき午前・午後各1種目に限り，2種目まで出場することができる。（別表第2 陸上競技種目一覧参照）

※ ただし，競走競技は50mと100m，跳躍競技は立幅跳と走幅跳，投てき競技はソフトボール投とジャベリックスロー（区分8を除く）の両方に申し込むことはできない。

②車いす及び伴走者が必要な場合は，各自で準備することとする。

(2) 水泳

①競技種目の選定は，1人につき2種目まで出場することができる。

(3) フライングディスク

①アキュラシーとディスタンスの計2種目出場することができる。

(4) 個人種目の年齢区分は，アーチェリー，卓球（精神障害の部）及びフライングディスクを除き，令和3年4月1日現在の年齢を基準として，次のとおりとする。

身体障害の部①1部・・・39歳以下

②2部・・・40歳以上

知的障害の部①少年の部・・・19歳以下

②青年の部・・・20歳から35歳

③壮年の部・・・36歳以上

(5) ボッチャ

参加区分は別表第5の障害区分に該当する肢体不自由を有する者とし、すべて投球時の姿勢を基準とする。

1) 車いす利用者・座位者

- ①四肢麻痺者・片麻痺者等・車いすまたは椅子座位で競技をする選手。
 - ②投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な選手。
 - ③投球することが困難で、ランプを使用して競技する選手。
- ※②及び③の選手は1選手に1人競技アシスタントが認められる。

2) 立位者

立位で競技するもの。競技においては、日常的に車いすを使用しているものでも、投球時に立っているかどうかで判断される。

ランプや競技アシスタントを使用する者については、各自手配することとする。ボール（ジャックボール含む）及びランプの補助具は、原則として各自が持参したものを使用する。

(参考) ボッチャ競技用具（全国障害者スポーツ大会 ボッチャ競技規則より抜粋）

ア ボール

- ・ボールは赤色ボール6個、青色ボール6個、白色の目標球（以下：ジャックボールという）1個で構成される。ボールの表面は革製（人工皮革を含む）で大きさの基準は以下の通りとなる。

重量：275g ± 12g

周長：270mm ± 8mm

イ 投球補助具（ランプ）

- ・投球補助具（以下：ランプという）は、選手が準備したものを使用する。
- ・ランプは、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒したときに、2.5m × 1mのエリア内に収まるような寸法でなければならない。
- ・ランプは、ボールを投げることでできない座位の選手が、勾配を用いてボールをコートに送ることを目的としたものであり、加速や減速、狙いを定める機器をつけてはならない。
- ・ランプは、競技アシスタントを要して投球する区分の選手が使用する用具であり、投球をする際にはボールに触れたり、押ししたりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのため投球に機械的な補助を設ける機器（スイッチで自動投球する機器、ジョイスティックでランプの方向を決める機器等）をつけてはならない。

【団体競技】

- (1) 申し込みにあたっては、チーム、個人いずれの申し込みもできる。（バレーボール精神障害の部については、チーム単位のみ申し込みとする。）個人での申し込みについては、主催者において混成チームを編成する。
- (2) 団体競技に出場する選手は、団体競技において1競技までの参加とし、他の団体競技には出場できない。また、複数チームへの登録はできない。

7 競技運営

【個人競技】

- (1) 原則として予選は行わず、各組を単位とした1回の決勝競技のみとする。
- (2) 卓球は、リーグ戦形式とする。ただし、参加人数が多い場合はトーナメント形式で行うことがある。

- (3) 出場者の少ない競技種目は、別の年齢区分の者と同時に競技を行うことがあるが、順位と表彰はそれぞれの年齢区分別で行う。

【団体競技】

- (1) 団体競技については、トーナメント形式を原則とするが、参加チーム数が少ない場合には、リーグ戦形式により行うことがある。
- (2) 組み合わせは、主催者において決定する。

8 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、競技運営委員会申し合わせによる。

9 表彰

- (1) 表彰は、種目終了後または競技終了後に行う。
- (2) 個人競技は、各組ごとに1位から3位までにメダルを授与する。
ただし、卓球においては、トーナメント形式とした場合には、3位決定戦は行わず、3位を2名としてメダルを授与する。
- (3) 団体競技は、優勝、準優勝及び3位チームに賞状及びメダルを授与する。
- (4) 団体競技をトーナメント形式で行った場合には、3位決定戦を行わず、3位は2チームとして賞状及びメダルを授与する。
- (5) 団体競技で参加チームの多い競技については、複数のブロックに分けて競技を行い、ブロックごとに優勝、準優勝及び3位のチームに賞状及びメダルを授与する。

10 選手のゼッケン割振数等

- (1) 個人競技に使用するゼッケンについては、各福祉事務所、特別支援学校、施設で用意をする。
- (2) ゼッケンについては、以下のとおりとする。
- ア ゼッケン番号は、別表第3「各参加団体ゼッケン番号一覧表」に基づき割り振るものとする。
 - イ ゼッケンの色及び掲出位置は、別表第4「障害・競技別ゼッケン色及び掲出位置」のとおりとする。
 - ウ ゼッケンの大きさは、よこ20cm、たて13cmとする。
 - エ 水泳及びアーチェリーのゼッケンについては、代替えとして、主催者側でIDカードを用意する。
 - オ 別表第3「各参加団体ゼッケン番号一覧表」に記載のない各福祉事務所、施設等については事務局に連絡をする。
- ※ 別表第3「各参加団体ゼッケン番号一覧表」については、昨年度参加申し込みのあった団体に基づいて作成しております。

11 競技場への入退場

係員の指示に従うものとする。

12 その他

- (1) 競技会（個人競技、団体競技）とレクリエーション競技両方の参加も可とする。
- (2) 大会運営上必要なことは、競技ごとに競技運営団体と協議のうえ、競技別実施要領に定める。
- (3) 各競技ごとに定められる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を遵守するものとする。